株式会社 り そ な 銀 行 株式会社 埼 玉 り そ な 銀 行 株式会社 関 西 み ら い 銀 行

「マイナポイント事業」におけるキャッシュレス決済事業者の登録について

りそなグループのりそな銀行(社長 東 和浩)、埼玉りそな銀行(社長 池田 一義)と関西みらいフィナンシャルグループ傘下の関西みらい銀行(社長 菅 哲哉)は、2020年9月から実施予定の「マイナポイント事業」におけるキャッシュレス決済事業者として、本日登録されましたのでお知らせいたします。

当社グループが提供する「りそなウォレットサービス」等の利用に応じ、マイナポイントが付与される予 定です。詳細が決まりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。

マイナポイント事業とは

マイナポイント**1 の活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として 2020 年度に実施する事業です。

※1 キャッシュレス決済事業者を通じて付与されるポイント等の総称

【マイナポイント事業の概要 (予定)】

利用対象者	マイナンバーカードを取得し、かつマイキーID**2を設定した方
	※2 マイナンバーカードの IC チップの中の電子証明書を活用してウェブ上で作成する ID です。マイキープラットフォームの各種サービスやマイナポイントの付与を行うために、本人を確認するキーとして必要になります。
マイナポイント取得・	① マイキープラットフォーム上等でキャッシュレス決済サービスを一つ選択し、 マイナポイントをお申込み
利用方法	マイナがイントをお中込み ② 事業実施期間中に、当該決済サービスを利用(チャージまたは購入)した場
	合、利用額に応じてマイナポイントが付与される
	③ 当該決済サービスが利用可能な店舗において、マイナポイントを利用
マイナポイント上限	5,000 円相当(1 ポイント= 1 円相当、20,000 円分のチャージまたは購入が上限)
マイナポイント付与率	25%
事業実施期間	2020年9月1日~2021年3月31日

以上